

Jカフェ

～ JA UW ヒューマンリソース活用プログラム ～

JA UWが誇る最大のタカラは、会員のもてるチカラです。
 ここには、豊かな経験、広い知見、深い洞察があります。
 一緒に、新しい世界を発見、創出、共有しませんか。

第5回 在日外国人生活者の支援 ～高度人材ではない普通の生活者を対象として～

改正出入国管理法が2019年4月1日から施行され、難民や高度人材でない、単純労働者が入国可能になりました。今後は建設現場、介護現場、外食業などでより多くの外国人と接することになります。長年インドシナ難民相談員として、定住難民の自立支援をなさっていた山瀬さんに、お話を伺います。山瀬さんのご経験をヒントに、多文化共生社会の実現に向けて大切なことは何か、一緒に考える時となりますようご参加をお待ちいたします。

日時：2019年9月29日（日）13:30～15:30 受付13:15～

場所：本部事務所 + Skype 中継

講師：山瀬恵子氏（神奈川支部）

募集人数：会議室30名+Skype利用

参加費：1,000円（茶菓含む）／Skype参加はアカウント1つにつき1,000円

申込：Fax: 03-3358-2889（本部事務所）／E-mail: jauw.shogaigakushu.iinkai@gmail.com

Skype参加希望は、上記メールアドレスへ

【山瀬恵子さんから：お話のポイント】

私は15年間続けた定住難民の自立支援の仕事を辞してからも彼等との縁が切れずにボランティアとして支援を続けており、そのエネルギー(?)な行動がJカフェへのお誘いのきっかけになったのでしょうか？

今回のカフェでの内容は、

- ① 出入国在留管理庁の仕事から「在日外国人生活者に関する基本的知識」
- ② 私が作成した入管関係の年表を読みながら「近年の出入国管理政策」の変遷を理解
- ③ 政府は「移民ではない」と言っている、4月から施行された歴史的変革と言える新在留資格「特定技能」にも言及
- ④ 高度人材でない「普通の人達」が抱えているであろう言葉の問題・教育の問題・職の問題・社会保障の問題

を皆様と一緒に考え「外国人庁」設立の可能性を議論したいと思います。

- ★ 生涯学習委員会では、JA UWの人材を活かす活動を企画。他薦・自薦大歓迎！
- ・「災害を語る」シリーズ化：ジェンダーの視点から、災害に関する経験や提言を収集
- ・Jカフェ：「あの人にあの話を聞きたい」（経験談、趣味の紹介、専門知識など）

★ 生涯学習委員会専用メールアドレス：jauw.shogaigakushu.iinkai@gmail.com



一般社団法人 大学女性協会 〒160-0017 東京都新宿区左門町 11-6-101
 TEL : 03-3358-2882 (月～金の10:00～16:00) / FAX : 03-3358-2889
 E-mail : jauw@jauw.org / URL : <http://www.jauw.org/>

第5回 在日外国人生活者の支援 ～高度人材ではない普通の生活者を対象として～
(講師：山瀬恵子 (神奈川支部))

日時・場所：2019年9月29日(日) 13:30～15:30 本部事務所 会議室

参加人数：11名(会議室)+Skype参加：長崎支部(4名)

「在日外国人生活者の支援 ～高度人材ではない普通の生活者を対象として～」

山瀬恵子



2019年4月1日から入管法が画期的な変更になり、新在留資格「特定技能」が出現し、俗に言う「単純労働者」の入国が可能になりました。日本の外国人受け入れの第1ページは1975年のベトナム戦争終結後のインドシナ3国(カンボジア・ラオス・ベトナム)から流出したインドシナ難民を国が受け入れたページです。このきっかけを土台として、現在の外国人政策が成立していると私は思っています。

あらまし

1975年、日本国初のインドシナ難民の受け入れとあって、どの省庁も誰もが組織を作るのに大変なドタバタ劇を展開したが、それなりに組織が機能し、携わる職員の努力も功を奏し、まあまあに満足した定住生活が送れるようになった。

その後1990年に日本語が判る、話せるとのことで日系2・3世の受け入れをしたが、日本語教育支援、生活支援は地方自治体が任されたが、初めてのことで大変であった。

その後日本は自治体の負担を軽くするため高学歴、高収入の高度人材の受け入れに終始した。しかし少子高齢化が進み、ともかく単純労働者不足は喫緊の課題となり、日本人の内なる国際化と相俟って遂に2019年単純労働者の受け入れに踏み切った。

はじめに

異質なものへの「偏見」は誰にでもある。しかし異質なものを考える時には、善悪ではなく、自身の偏見を知っておいて欲しい。

インドシナ難民の受け入れ

緒方貞子氏の言葉「単一民族・単一言語・単一文化の国、日本は難民を受け入れるというような社会的素地を持っていないと言う風に私は考えていたし、当初難民を受け入れることを渋っていた日本政府が、インドシナ難民を受け入れたという事実はとてつもなく大きな大きな第一歩だったと考えた。」

(1995/10/26 難民フォーラムにて)

1975年ベトナム戦争終結後、インドシナ半島にあるベトナム、ラオス、カンボジア三国の政変を逃れ各国から脱出した人々をインドシナ難民という。

ベトナムは舟で逃げたので「ボートピープル」と言い、公海上で大型船に助けられた。カンボジアとラオスの人は隣国タイ国境に逃げて難民キャンプを作った。「ランドピープル」と言う。

日本での受け入れ数 ベトナム： 8,656
ラオス 1,306
カンボジア 1,357 計 11,319 人

国が受け入れたので全国に3か所の宿泊施設を作り、そこで6か月日本語教育、社会適応訓練をした。その後職業紹介を経て日本社会にデビューした。就職先は中小企業で工場労働を好み、多くは3K（汚い・きつい・危険）の仕事に従事した。

日本語教育は上のクラスで漢字580字を勉強した。日本の小学生が学ぶ約半分の漢字である。

定住後に国としては日本語教育の補充は無かった。大学受験とか自動車免許取得試験の場合は地域のボランティア教室か日本語学校（授業料半額）に通った。

インドシナ難民と条約難民の違い

インドシナ難民と条約難民 (1981年難民条約に加入)

- ・難民条約に言う難民の定義とは：
「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること、又は政治的意見を理由に、迫害を受ける恐れがあるという、十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることが出来ないか、望まない者」

「インドシナ難民については可能な限り難民条約にいう難民に準じて処遇する」となっている。
- ・条約に加入したことにより「国民年金法」「児童手法」等を改正し、その国籍条項を撤廃した。
日本にとっては激変であった。(内外人平等の原則)

インドシナ難民受け入れ後の日本の動き～内なる国際化へ～

1980年以降の日本が世界の大きな動きと共に、国内での国際化への動きを年を追って見つめてみたい。

インドシナ難民受け入れ後の日本の動き 内なる国際化へ(1)

- 1980～ ボランティア元年 (タイ国のインドシナ難民
キャンプでの支援や国内での日本語支援開始)
- 1981 難民条約に加入(1982 発効)
途上国に日本の技術を教える研修制度を創設
(1989 ベルリンの壁崩壊・天安門事件)
- 1990 日系2世・3世とその家族に定住3年ビザ
緒方貞子国連難民高等弁務官に就任
(1991 ソ連崩壊)
- 1993 技能実習制度に基づく技能実習生(1年目は研修生)
の新設
- 1995 (阪神・淡路大震災)(日本国内ボランティア元年)
訪日観光交流倍増計画

インドシナ難民受け入れ後の日本の動き 内なる国際化へ(2)

- 1998 NPO法人法施行
- 2000 自治体「多文化共生」を提言
アジア系情報処理技術者が日本で働く
(2001 米国多発テロ事件)
- 2003 個人情報保護法成立(行政の窓口でも必ず日本語が
未成熟な外国人との会話が必要)
- 2006 総務省「多文化共生推進プログラム」への提言。
「生活者としての外国人」の表現
(2008 リーマンショック)
政府2020年までに留学生30万人計画
- 2010 総務省「外国人の「活躍」を支援」の表現
在留資格「技能実習」創設

インドシナ難民受け入れ後の日本の動き 内なる国際化へ(3)

- (2011 東日本大震災発生)
- 2012 観光ビザ要件緩和
- 2016 観光客4000万人を2020年に目指す
- 2018 日系4世の受け入れ
- 2019 入管法改正で「特定技能1号・2号」(単純労働)を
新設
「日本語教育推進法(議員立法)成立
働き方改革関連法案一部施行

注* 人身取引

人身取引は「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、立場の違いを悪用するなどの手段を用いて人を獲得・輸送・売買・收受するなどの行為を言う。国連から人身取引の受入国の一つとして注意を受けている。「研修生」が該当していると言われても仕方がない要素がある。

内なる国際化への日本の社会背景の変化

外国人生活者にとって日本の社会背景

- ・個人情報保護法の施行数年前より関わる外国人全てと会話をしなければならなくなった。(役所、医者、店等)
- ・「個」が大事にされるようになり、多様性という言葉も叫ばれ、日本人の中で外国人も居心地が改善されているのではないかと。働き方改革もプラスになるのでは。
- ・多くの日本人は海外旅行などで多文化体験をしているので、日本人の中にある、価値感や倫理感で機能出来る程度の異文化なら許容できるようになってきた。
- ・困る事:外国人労働者を「安価な労働力」としか見ていない企業が広範に存在する。労働法違反が17年で4226事業所もあった。

共生への道～多文化主義と同化主義～

外国人受け入れOK!でも 「外国人が隣人になるのは困る」

どのような住み方が外国人・日本人両者に良いか？

- ・多文化主義(多文化共生政策)
- ・同化主義(同化政策)
- ・社会統合(政府は多文化共生政策と同じに使う)

社会統合(多文化主義)とは:

日本社会への同化政策ではなく、外国人の権利を保障すると共に外国人に義務を果たしてもらい、又外国人の文化的多様性を維持すると共に日本社会・地域社会の構成員としての責任も分担してもらい。

同胞で大きな集落をつくり、その中で暮らしが完結する(チャイナタウン、リトルサイゴンなど)場合は多文化でいられるのであろう。

同化主義(同化政策):

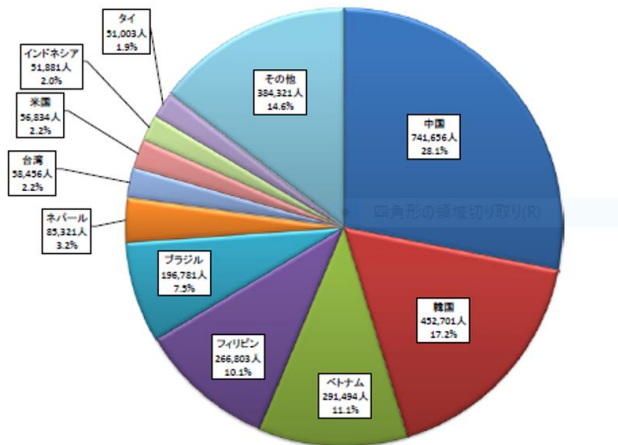
インドシナ難民の場合は同化政策をとったわけではないが、日本語の中でしか生活が出来なかったせいで、結果的には同化せざるを得なかった。

特に2世は母国に詳しい日本人の感がする。定住センターがあった県・市の近辺には当然定住者が集中したが、コミュニティ程度で集落をつくるまでにはならなかった。

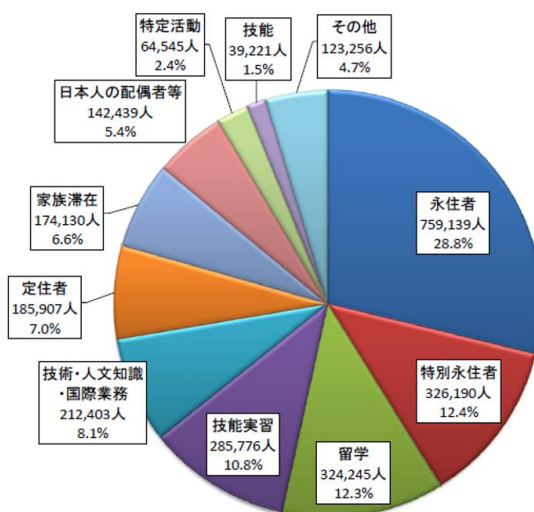
日本人には同化主義が合っていると言う学者もいる。

在留外国人の構成比

【第3図】 在留外国人の構成比（国籍・地域別，平成30年6月末）



【第2-2図】 在留外国人の構成比（在留資格別）（平成30年6月末）



2019年度の新在留資格「特定技能」とは

2019年度の新在留資格「特定技能」について

- ・正しくは高度人材でもなく単純労働者でもない一定の日本語能力（基礎）と技能を有する「中間的な人材」である。移民ではないと言われるゆえんである。労働か技能移転（実習制度）。労働か学習か（留学制度）という二重基準を解消
- ・直接雇用が原則。季節で繁閑が変わる農業や漁業は派遣も可
- ・14業種で受け入れ。5年間で約34万5150人が上陸
最大受け入れ見込み数：介護6万人
外食5万3000人
- ・技能試験や共通の日本語能力判定テストを実施
試験実施国：ベトナム、フィリピン、ミャンマー等9か国
- ・人手不足が解消されれば在留資格付与を停止する。

2019年度より外国人労働者の受け入れ拡大の支援策

2019年度より外国人労働者の受け入れ拡大の 支援策と新制度のポイント(1)

- ・相談窓口、防災情報等11か国語での多言語対応
翻訳アプリなどの活用(ポケットクなど)
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語・
タイ語・ポルトガル語・インドネシア語・ネパール語・
タガログ語 + 日本語
- ・日本語試験の実施9か国と悪質なブローカーを排除する協
定を締結
- ・外国人労働者が大都市圏に集中しないよう、地域別の就労
状況を把握
- ・特定技能の人材を地方へ
地方の求人情報をハローワークで紹介
建設分野は試験実施団体があっせん
介護人材を紹介する自治体に財政支援

2019年度より外国人労働者の受け入れ拡大の 支援策と新制度のポイント(2)

- ・共生社会 の実現
運転免許切り替え手続きの多言語化
「外国人共生センター」新設
外国人の子供の就学状況の把握
- ・不正防止・処遇改善
技能実習生給与の口座支払い義務付け
在籍管理が不適正な大学の私学助成減額

(日経2018/12/25、2019/6/10 参考)

近年の来日希望者の反応

1990年の日系2-3世の受け入れは家族帯同が許され、在留資格は定住者でどんな仕事にも従事出来、
転職も可能であった。しかし今回は家族帯同は許されず、在留資格も限定された仕事にしか従事出来な
いことで魅力を失くしてしまった。

近年の日本の出入国管理政策への 来日希望者の反応

- ・技能実習生の保護のため「技能実習法」が2017年11月から
施行。全体として増加、ベトナムが増
- ・日系4世の「特定活動」として更なる受け入れを2018年7月
から開始したが思惑ははずれた
(2019/7/5日経新聞)
- ・「特定技能1号」の在留外国人は7月末で44人
(2019/8/3日経新聞)

日本語教育推進法も成立。山瀬の要望

日本語教育推進法が成立

- ・今迄、国は外国人を一時的な在留者とみなし、日本語教育を含む生活支援の対応を1990年以降自治体に任せて来た。日本語教育は国際交流協会が自治体とタイアップして任されてきていた。
- ・この推進法は2019年度より政府が外国人労働者の本格的受入れにカジを切り、国や自治体に日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に教育機会を提供するように努める責務があると明記し、外国人の日本社会への定着を後押しすることとした。
- ・2019年度よりこのような総合的な対策となり、外国人が来日後に自らの技能を高め賃金を上げて、自己実現への道が開ける可能性が高まった。自治体も関連事業に予算を付けやすくなる。
- ・外国人患者と病院の仲立ちをする医療通訳なども個人が依頼したり、国際交流協会が斡旋している地域もあった。今後は地域の主要な病院に医療通訳者を配置したい意向。

山瀬の要望

- ・ 夜間中学の拡大と入学要項の緩和
- ・ 全ての教科の教員免許取得の際に日本語教育教授法の基礎を学ぶことを必修とし、教員免許取得者は全ての教員及び教員に就いてなくても日本語を教えることが出来るようにしておくことを提言したい。

外国人の総合支援をするには外国人庁の設立が必須と考える

“日本が意欲も能力もある外国人に選ばれるには”
外国人庁の設立が必要では？

- ・ 何をする庁か＝外国人総合支援
 1. 出入国在留管理庁は入管関係の仕事
 2. 言葉の問題・教育の問題
教える場を設ける・夜間中学の拡大設置
日本語支援者の人材育成
 3. 生活環境の問題
職の問題、社会保障の問題を含む
工場仕事でない漁業や農業の就労状況の改革
 4. 移民に踏み切れるか？

お勧めの在日外国人生活者への支援

在日外国人生活者の支援

- ・やさしい日本語を使う。住所・氏名・会社名は書けるように
- ・判らない時は必ず紙に書いてもらうことを教える。
- ・在留資格により支援が違う場合があるので、在留カードで確認をする。
- ・情報を得るためであれば問題ないが、本人抜きでことを運ばない。個人情報保護のためにも。
- ・国内や地域での外国人への支援策には常に敏感であること。多くのチャンネルを利用出来るようにしよう。
- ・問題にもよるが一人で背負い込まないで関係者を作ったり、行政への繋ぎ役をしたりするのが安全。
- ・不法滞在の人の支援は自分には出来ないと伝えることを勧める。

筆者略歴：1964 早稲田大学教育学部 地理専攻 卒
 1988～2003 難民事業本部 大和センター 難民相談員
 2005～2012 実践女子大 学生相談センター カウンセラー

◆Jカフェ第5回「在日外国人生活者の支援」に参加して◆

城倉純子

9月末のまだ暑さが残り夏の疲れが出る頃、大学女性協会の事務所にはスカイプで参加した長崎支部の方々を含め十数名が集い、山瀬恵子さんを講師にお迎えして日本の外国人政策について意見を交わしました。山瀬さんは、難民相談員として15年の実績を持ち、カウンセラーの資格を活かし、きめ細かな支援を実践してこられました。丁度半月後には当協会の全国セミナーが「教育・ジェンダー・共生」のテーマの下に開催予定でもあり、それに先駆けての「共生」分野の意見交換会ともなりました。また既に3か月前の6月には、改正入管法の施行に合わせ超党派議員で練られてきた日本語教育推進法が21日に可決成立となり、国と地方自治体に責任が示された直後でもあり、タイムリーな講師の登壇となりました。

お話を聞きながら、私の対外国人支援活動の頃が走馬灯のように脳裏を駆け巡りました。私が市の国際交流委員会を通し日本語ボランティアに参加するようになったのは、1999年（H11年）ごろからでした。それまでは近隣の大学の留学生との交流が中心で、彼らの日本語はある程度のレベルに達しており交流に支障はなかったのですが、関西の日本語教室で共に学んだ数名の仲間が阪神大震災で亡くなったと聞いた時には、彼らの日本語の表現では悲しみが十分に表現され得なかったので、外国で暮らす人々の鬱屈した内面を慮り心が痛みました。

当時、日本語ボランティア養成講座が盛んに行われており、県南地域や県央などで開催されていた日本語教授法の履修を重ね、市内の有志と日本語ボランティア教室を立ち上げました。工業団地の農業機械製造企業に集団で入ってきたインドネシア人の若者たちは、会社内での日本人との交流は全くない、ただ働くだけと言っていました。私たちは盛んに交流会を開き、お国自慢の料理を教え合ったり、楽しい時間を共有しました。日本語スピーチコンテスト出場への準備にも協力したり、彼らの日本での日常に意義を見出してもらいたい一心でした。

外国人の現状報告会への参加など、常に研修と同時進行での実施でした。特に健康面の訴えに親身に

なって援助する方々の献身的な現状報告には胸を打たれました。そのような心情が、入管の収容者を守る会に受け継がれているのだと思います。また、毎回、教室に女性を車で送迎してくる男性がいましたが、次第に「人身売買」の流れにいるのではとの疑問を持つようになりました。女性の日常について話が出きると思った矢先、教室に来なくなり、支援先につなぐことが叶わなかった無力感を感じました。技能実習生の中でも女性は、人身売買の流れに取り込まれていく現状もありましたので、ジェンダーの視点で追及しなければならない問題が隠されていると強く思った頃でした。

前置きが長すぎましたが、そのような自分の体験が、日本の移民政策（現在は外国人政策だとのことですが）の流れのどのあたりで生じた活動だったのか、「木を見て森を見」る余裕のなかった当時の自分の活動を振り返る絶好の機会であると、大いに関心を高くして第5回Jカフェに参加したのでした。

ベトナム戦争に反対し平和を叫ぶ小田実氏を中心とした市民連合「ベ平連」が、規約や会員名簿なし出入り自由の市民運動を展開し、高まりを見せていたころが1960年代後半。1973年にパリ協定が調印され、米軍がベトナムから全面撤退するまで続いたその運動は、国内の話題を席卷していました。大学の同学年の学生に、ベトナムへの輸送（武器？物資？）機の乗務員のアルバイトをしていた者がいて、高額報酬だが撃墜されればそれまでよの危険な任務、帰国早々授業に出てきた彼を皆が取り巻き、質問攻め状態になっていたのを思い出します。その数年後、ボートピープルの惨状が新聞紙上に載るようになり、インドシナ難民が出始めたのでした。山瀬さんのお話は、そのインドシナ難民が日本の外国人受け入れの第1ページであったというところから始まりました。

緒方貞子氏が、単一民族で難民受け入れの素地を持たない日本がインドシナ難民を受け入れたことを評価していることや、1981年の難民条約を批准、内外人平等の原則に基づき「国民年金法」「児童手当法」を改正、国籍条項などを撤廃し、日本にとっては「激変」であったこと。技能実習制度は1993年からスタートし、その後続々と受け入れの方針や計画が出されていることなど、時系列で整理して頂き、流れがよく理解できました。山瀬さんの講話の隠れたメッセージとして、インドシナ難民受け入れの頃の政策は良かった、日本はそれなりの努力をした、というのを感じました。また2019年度の新在留資格「特定技能」について、労働か技能か、労働か学習かの二重基準を解消、高度人材でもなく単純労働でもない一定の日本語能力（基礎）と技能を有する「中間的な人材」とであるとされていること。技能試験や共通の日本語能力判定テストを9か国で実施予定であることなどが分かりました。

最後に、長きに亘る相談員の経験を基にした山瀬さんの提言ともいえる内容が述べられましたが、大変重要な「突き」があり、参考になりました。

- ①夜間中学の拡大と入学要綱の緩和
- ②日本の教師は、教員免許取得の際に日本語教育を全員必修にする
- ③総合支援をするための外国人庁を設立する

の3項目です。自国だけの国益に縛られていては、地球規模の危機を招くことにつながりかねない時代になりました。近年、日本に在住する「外国にルーツをもつ人々」にも参政権を、との動きが盛んです。どこにしよう人間として生活することへの保障、「人間の安全保障」が整わなければならないと思います。



【アンケートから】

- ・大変良かったです。歴史的推移をよく分かりました。客観的数字も貴重でした。今後の政策提言にもつながりそうな予感です。(T.K.)
- ・沢山の知識でとても勉強になりました。外国人として実感した部分も多く、外国人のことを感心深く考えてくれる皆様も、とても心強い存在です。これからますます増えていく外国人の受け入れがもっとももっと有力なシステム作りできればと期待しています。参加できてよかったです。これからもよろしく願います。(E.R.)
- ・本日は有益なお話をありがとうございました。難民の問題、技術移住者ともに共生の時代が身近な問題になってきたと思います。JAUWの会員をして、少しでも好い方向に行きますよう、見守るだけでなく、何らかの協力を出来ましたら、と願っています。(F.F.)

以上

生涯学習委員会 2019年度

Jカフェ

～～ JAUW ヒューマンリソース活用プログラム ～～

JAUWが誇る最大のタカラは、会員のもてるチカラです。
 ここには、豊かな経験、広い知見、深い洞察があります。
 ご一緒に、新しい世界を発見、創出、共有しませんか。

第5回 在日外国人生活者の支援 ～高度人材ではない普通の生活者を対象として～

改正出入国管理法が2019年4月1日から施行され、難民や高度人材でない、単純労働者が入国可能になりました。今後は建設現場、介護現場、外食業などでより多くの外国人と接することになります。長年インドシナ難民相談員として、定住難民の自立支援をなさっていた山瀬さんに、お話を伺います。山瀬さんのご経験をヒントに、多文化共生社会の実現に向けて大切なことは何か、ご一緒に考える時となりますようご参加をお待ちいたします。

日時：2019年9月29日(日) 13:30～15:30 受付 13:15～
 場所：本部事務所 + Skype 中継
 講師：山瀬恵子氏(神奈川支部)
 募集人数：会議室 30名+Skype 利用
 参加費：1,000円(茶菓含む) / Skype参加はアカウント1つにつき1,000円
 申込：Fax: 03-3358-2889(本部事務所) / E-mail: jauw.shogaigakushu.iinkai@gmail.com
 Skype参加希望は、上記メールアドレスへ

【山瀬恵子さんから：お話のポイント】
 私は15年間続けた定住難民の自立支援の仕事を辞してからも彼等との縁が切れずにボランティアとして支援を続けており、そのエネルギー(?)な行動がJカフェへのお誘いのきっかけになったのでしょうか?
 今回のカフェでの内容は、
 ① 出入国在留管理庁の仕事から「在日外国人生活者に関する基本的知識」
 ② 私が作成した入管関係の年表を読みながら「近年の出入国管理政策」の変遷を理解
 ③ 政府は「移民ではない」と言っている、4月から施行された歴史的変革と言える新在留資格「特定技能」にも言及
 ④ 高度人材でない「普通の人達」が抱えているであろう言葉の問題・教育の問題・職の問題・社会保障の問題
 を皆様と一緒に考え「外国人庁」設立の可能性を議論したいと思います。

★ 生涯学習委員会では、JAUWの人材を活かす活動を企画中。他薦・自薦大歓迎！
 ・「災害を語る」シリーズ化：ジェンダーの視点から、災害に関する経験や提言を収集
 ・Jカフェ：「あの人に話を聞きたい」(経験談、趣味の紹介、専門知識など)
 ★ 生涯学習委員会専用メールアドレス：jauw.shogaigakushu.iinkai@gmail.com



一般社団法人 大学女性協会 〒160-0017 東京都新宿区左門町 11-6-101
 TEL: 03-3358-2882 (月～金の10:00～16:00) / FAX: 03-3358-2889
 E-mail: jauw@jauw.org / URL: http://www.jauw.org/